

(別紙)

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	適用条項		
1	株式会社 中部 代表取締役 寺田 定雄 豊橋市神野新田町字トノ割28	豊橋市発注の舗装改良工事3(請負者:株式会社中部)において、令和8年7月31日、同社現場代理人が既設舗装厚の写真撮影のため、下請業者である株式会社内藤組の作業員が運転するドラグ・ショベルの後方に入り、背を向けた状態で写真撮影を行った際、後退したドラグ・ショベルの左キャタピラに轢かれ、負傷する事故が発生した。	入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者等の事故) 5 工事請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者等に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	要領別表 第5項 第2号	1か月 令和8年9月4日～ 令和8年10月3日	建設工事:土木一式、管、舗装、電気通信、水道施設 コンサル:設計、建設コンサルタント、 物品の買入れ・委託業務等:建物等各種施設管理、リース・レンタル、調査委託、資材・素材、コンピュータサービス、通信機器、電算機器、機械・器具、電気製品、運搬・保管等
2	株式会社 内藤組 代表取締役 内藤 貴祥 豊橋市東森岡1-11-8	この事故について、令和8年8月25日豊橋労働基準監督署より、労働安全衛生法違反(元方事業者及び事業者の講ずべき措置等、車両系建設機械との接触防止)であるとして株式会社中部及び株式会社内藤組あてに是正勧告書が交付されたため。	(1) 死亡者を生じさせた者 1か月以上6か月以内 (2) 負傷者を生じさせた者 1か月以上3か月以内	運用基準 第3条		建設工事:土木一式、舗装、解体 物品の買入れ・委託業務等:建物等各種施設管理